

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日とする)

### ◇条 例

#### 目 次

- 職員の休職の事由を定める条例
- 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立大山自然科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県漁業協同組合併助成条例の一部を改正する条例
- 土地区画整理事業の施行地区内における紛争の調停に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例
- 鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計条例を廃止する条例
- 鳥取県林業構造改善事業審議会条例を廃止する条例

## 条 例

職員の休職の事由を定める条例をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第七号

職員の休職の事由を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十七条第二項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十三条第三項の規定に基づき、法第三条第二項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する職員（以下「職員」という。）の休職の事由について定めるものとする。

(休職の事由)

第二条 職員は、法第二十八条第二項各号に掲げる事由のほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 学校、研究所、病院その他人事委員会規則で定める公共的機関において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合

二 県が特に援助し、又は協力することを要する公共的機関で人事委員会規則で定めるものにおいて、その職員の職務に関連があると認められる業務に従事する場合

三 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明の場合  
附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一号中「休職された」を「休職にされた」に改め、同条第二号中「休職された」を「休職にされた」に、「休職期間中は」を「休職の期間中、」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三号中「休職された」を「休職にされた」に改め、同条第四号中「休職されたときは」を「休職にされたときは、」に改め、同条第五号中「第三号までに規定する」を「第三号まで及び前号の規定の適用を受ける」に改め、同号を同条第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 職員が職員の休職の事由を定める条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第七号)第二条各号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされた場合において、当該事由が人事委員会規則で定めるところであるときは、その休職の期間中、人事委員会規則で定めるところにより、これに給与の全部又は一部を支給する。

第十六条の四第一項及び第十六条の五第一項中「こえない」を「超えない」に、「第十二条の二第五号」を「第十二条の二第六号」に改め

る。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

3 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の間は休養を要する程度に応じ、職員の休職の事由を定める条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第七号)第二条各号のいずれかに該当する場合における休職の間は必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。

第三条第二項中「事故」を「事由」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

4 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「及び公有地の拡大の推進に関する法律」を「若しくは公有地の拡大の推進に関する法律」に、「又は国家公務員等退職手当法施行令」を「若しくは国家公務員等退職手当法施行令」に改め、「(「又は知事が定める公共的機関」を加え、「同法第二十九条」を「地方公務員法第二十九条」に改める。

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第八号

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例

#### (目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

#### (設置)

第二条 県民の体育及び文化に関する活動を推進するため、鳥取県立倉吉体育文化会館（以下「体育文化会館」という。）を倉吉市に設置する。

#### (利用の許可)

第三条 体育文化会館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

#### (使用料の徴収)

第四条 体育文化会館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

#### (使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

#### (管理の委託)

第六条 知事は、体育文化会館の施設設備の保全及び利用者の応接に関する

事務を財団法人鳥取県福祉事業団に委託する。

(教育委員会規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、体育文化会館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

別表(第四条関係)  
一 施設使用料

大 研 修 室	体育館										区			
	利一般			利専用								分		
	学生又は一般人	高等学校の生徒	児童又は中学校の生徒	アマチュア・スポーツ以外の活動		アマチュア・スポーツ活動								
				営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	営利を目的としない場合		営利を目的とする場合						
入場料等を徴収するとき				入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき					
入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	三分の一面一時間につき	二分の一面一時間につき	全面一時間につき	単位	金額
一、三〇〇円	一、〇〇〇円				一七、七〇〇円	一一、九〇〇円	六、九〇〇円	四、六〇〇円	七〇〇円	一二〇円	一八〇円	三五〇円	午前九時から 午後六時まで	午後六時から 午後十時まで
一、六〇〇円	一、二五〇円	三〇円	二〇円	一〇円	三〇、四〇〇円	二〇、四〇〇円	一一、九〇〇円	八、二〇〇円	一、七〇〇円	三五〇円	五三〇円	一、〇五〇円		



3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

二 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

三 スポーツ教室参加料

区 分	金 額
児童又は中学校の生徒	一人一課程につき 四〇〇円
高等学校の生徒	一人一課程につき 五〇〇円
学生又は一般人	一人一課程につき 六〇〇円

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第九号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四、一四四人」を「四、一七〇人」に、「六八二人」を「七〇八人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表の鳥取県立厚生病院の項中「内科」を「内科 精神科」に改める。

別表第一の一の表中「千円」を「千二百五十円」に、「千四百円」を「三千五百円」に、「二千八百円」を「七千円」に改める。

別表第一の二の1中「三万六千円」を「四万五千円」に、「四万八千円」を「六万円」に改め、同表の二の2中「一万八千円」を「二万三千円」に改め、同表の三の表中「五千円」を「六千円」に、「二千五百円」を「三千円」に、「二千円」を「二千五百円」に、「千円」を「千二百円」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第三条関係)

区 分	金 額
普通診断書	一通につき 千円
健康診断書	一通につき 千円
恩給年金診断書	一通につき 三千円
死亡診断書	一通につき 千三百円
死体検案書	一通につき 二千五百円
変体検案書	一通につき 二千五百円

生命保険金受領診断書	一通につき 三千円
通院入院証明書	一通につき 千円
療養費支払証明書	一通につき 千円
自動車損害賠償責任保険医療証明書	一通につき 二千五百円
通院入院証明書、療養費支払証明書及び自動車損害賠償責任保険医療証明書以外の証明書	一通につき 千円

附 則

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

鳥取県立大山自然科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十一号

鳥取県立大山自然科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立大山自然科学館の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年七月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「鳥取県立大山自然科学館」を「鳥取県立自然科学館」に改める。

第二条中「大山の」を「鳥取県の」に、「鳥取県立大山自然科学館」を「鳥取県立自然科学館」に、「西伯郡大山町」を「次のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

名 称	位 置
鳥取県立大山自然科学館	西伯郡大山町
鳥取県立山陰海岸自然科学館	岩美郡岩美町

第三条中「知事は、」の下に「次の表の上欄に掲げる」を加え、「西伯郡大山町」を「それぞれ同表の下欄に掲げる者」に改め、同条に次の表を加える。

名 称	委 託 先
鳥取県立大山自然科学館	大山町
鳥取県立山陰海岸自然科学館	岩美町

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県漁業協同組合合併助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十二号

鳥取県漁業協同組合合併助成条例の一部を改正する条例

鳥取県漁業協同組合合併助成条例（昭和四十二年十月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

土地区画整理事業の施行地区内における紛争の調停に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十三号

土地区画整理事業の施行地区内における紛争の調停に関する条例の一部を改正する条例

土地区画整理事業の施行地区内における紛争の調停に関する条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。



第四条中「行なわせる」を「行わせる」に改め、「鳥取駅前土地区画整理事業紛争調停委員会」を削る。

附則

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十四号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一、〇六五人」を「一、〇八〇人」に、「四人」を「四二人」に、「七九人」を「八二人」に、「四七三人」を「四八五人」に、「四七二人」を「四七一人」に改める。

附則

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十五号

鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計条例を廃止する条例

鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計条例（昭和四十八年十二月鳥取県条例第四十七号）は、廃止する。

附則

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

鳥取県林業構造改善事業審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十六号

鳥取県林業構造改善事業審議会条例を廃止する条例

鳥取県林業構造改善事業審議会条例（昭和三十九年八月鳥取県条例第五十四号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。